

7. 住宅・建築事業

(1) 持続可能な社会・経済の形成

誰もが安心して暮らせるまちづくり

■子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まい・環境づくり

- ▶ ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅を整備します。
- ▶ 公営住宅、民間住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットを推進します。

【ユニバーサルデザインによる公営住宅】

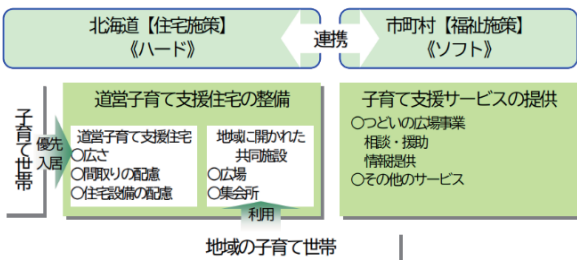


- ・ 介助しやすい広さ、車いすの移動に配慮した洗面所
- ・ 体勢の保持に配慮した手すりの設置
- ・ 車いす等を考慮し、段差解消と広さを確保した住戸内
- ・ すべての人が安心して利用できる引き戸等

■子育て支援住宅の普及促進など安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ▶ 公営住宅の整備にあたり、子育て支援住宅の整備や集会所を活用した子育て支援サービスの提供などにより、子育て支援の充実を図ります。
- ▶ 子育て世帯の優先的な入居を推進します。

【道営子育て支援住宅概念図】



- 市町村が実施する子育て支援事業の内容
 - ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
 - ・ 地域の子育て関連情報の提供
 - ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 等

【道営住宅の集会所を活用した子育て支援事業（余市町）】



我が国、北海道を取り巻く課題
北海道の資源・特性
北海道が果たすべき役割
北海道の社会資本整備の現状
今後の北海道の社会資本整備の方向性
各建設管理部門、住宅局・建築局の2025年度の主な事業
ケンセツミライ トピックス
参考資料

■住宅確保要配慮者の居住環境づくり

- ▶ 市町村や不動産、福祉関係団体等で構成する「北海道居住支援協議会」において、情報共有や意見交換など制度の円滑な運用等について協議し、市町村や居住支援法人などと連携した取組を促進します。
- ▶ 法改正により、市町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、設立の意向のある市町村に対して個別に助言を行うなど、地域における居住支援体制の充実に取り組みます。
- ▶ 居住支援の取組を広く道民に周知し、制度の利用促進につなげるため、PR周知イベントや居住支援法人と連携したセミナーの開催などに取り組みます。

【北海道居住支援協議会定例会】



【住宅セーフティネット制度PRイベント】

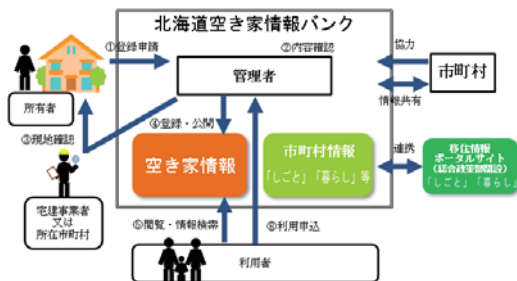


地域の特性に応じた魅力的なまちづくり

■空き家等の活用の促進

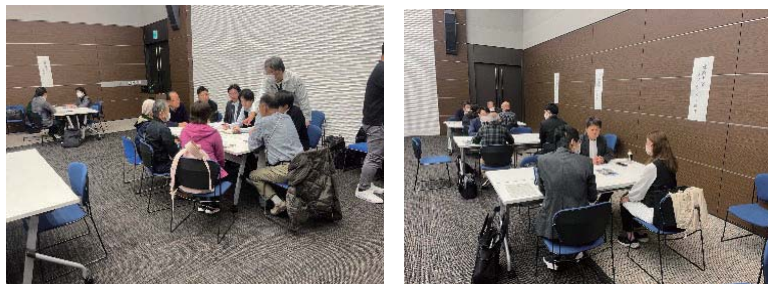
- ▶ 移住ポータルサイトや市町村空き家バンクと連携した「北海道空き家情報バンク」により、北海道内の空き家や空き地の情報をインターネットで情報発信し、流通促進につなげます。
- ▶ 都市部に居住し地方に空き家等を所有する希望者を対象として空き家所在地の市町村と専門家が助言を行う「空き家所有者向け相談会」を開催します。
- ▶ 市町村が円滑に空き家対策を講じられるよう、空き家対策の情報共有や意見交換を行う「空き家等対策連絡会議」を開催します。
- ▶ 空き家問題や空き家への対策をより身近に感じてもらうよう、ホームページへの情報提供やガイドブックを活用し、道民へ周知啓発を行います。

【北海道空き家情報バンク】



移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度です。所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組です。

【空き家所有者向け相談会】



北洋銀行と合同で2024年10月26日に北洋大通センターで開催した相談会には、39組が参加し61件の個別相談を行いました。